

愛知県社会福祉審議会条例の一部改正について

1 改正の内容

愛知県社会福祉審議会の調査審議事項に「精神障害者福祉に関する事項」を追加する。

2 改正の理由

- これまでは社会福祉法第7条の規定により、精神障害者福祉に関する事項は、社会福祉審議会の調査審議事項から除外。
- 3障害（身体・知的・精神）の一体的な議論及び施策の実施に資するため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第6次地方分権一括法）により社会福祉法が改正され、地方自治体が条例で定めることで、社会福祉審議会が精神障害者福祉に関する事項を調査審議することができることとされた。
- 本県においても障害者福祉に関する一体的な調査審議ができるよう条例改正する。

(社会福祉法新旧対照表)

平成28年5月20日施行

新	旧
<p>第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに指定都市及び中核市に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。</p> <p>第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。</p>	<p>第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに指定都市及び中核市に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。</p> <p>第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。</p>

(愛知県社会福祉審議会条例新旧対照表)

新	旧
<p>第一条 略</p> <p>二 社会福祉法第十二条第一項の規定に基づき、審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させるものとする。</p> <p>三以下 略</p>	<p>第一条 略</p> <p>二 社会福祉法第十二条第一項の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。</p> <p>三以下 略</p>

3 今後の予定

- 条例改正案を平成28年9月定例議会に提出する方向で、現在調整中。
- 社会福祉審議会委員に**新たに精神障害者福祉関係者を任命**することとし、条例可決後に関係団体等と調整を行う。（就任時期は、年内を予定）

4 改正のイメージ

